

災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、岐阜県（以下「甲」という。）が県内の山地災害の中で災害復旧等事業を予定する箇所の被害状況調査等に関して一般社団法人岐阜県測量設計業協会（以下「乙」）に対して応援協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(応援協力の内容)

第2条 県内に地震、風水害その他の災害が発生し、甲が災害関連緊急治山事業等の災害復旧事業の事業採択に向け必要な調査業務等を実施する場合において、乙は甲に協力して、迅速に調査業務等を実施するものとする。

第3条 甲は、災害が発生した場合又はその虞がある場合には、乙に対して調査員の待機を要請できるものとする。

(応援協力の手続き等)

第4条 災害が発生し、甲が必要と認めるとき又は乙から応援協力の申し出があったときは、甲は書面又は口頭により乙に応援協力を要請することができる。

2 甲が乙に応援協力を要請する場合には、所管農林事務所において速やかに調査区域や調査内容、調査時期等について調整を図り、その具体的な活動について要請するものとし、乙は、この要請に基づき甲の指示に従い、甲の職員と共に調査等を実施するものとする。

3 乙が実施する被害状況等に関する調査等の実施状況については、随時、甲に情報提供するものとし、調査等が完了したときは、その結果を定められた書面等により速やかに甲に報告するものとする。

第5条 この協定において規定された書面等の様式や実施に関する細目は実施細目で定めるものとする。

(経費負担)

第6条 甲は第2条の協力要請に要した費用について、第4条において乙が実施した内容を確認し、要した費用は原則として甲が負担するものとする。

2 乙からの応援協力の申し出に基づき、乙が行う調査等については、乙の責任において実施するものとし、これに要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

3 その他経費の負担について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。

(連絡窓口)

第7条 この協定の取扱窓口は、甲にあつては林政部治山課長、乙にあつては一般社団法人岐阜県測量設計業協会事務局長とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成27年5月20日から適用する。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上各自1通保有する。

平成27年5月20日

甲 岐阜県

林政部長

瀬上繁隆



乙 岐阜市六条南2丁目11番1号

一般社団法人岐阜県測量設計業協会

会長

浅野芳宏

